

令和6年12月から
組合員証及び組合員被扶養者証は
新たに発行されなくなります！

こんな場合に注意！

- 採用等により、新たに組合員になった場合
- 結婚や出産等により、新たに被扶養者の認定を受ける場合
- 異動等により、共済組合支部が変わる場合



など

この機会にマイナ保険証の利用をご検討ください！

よくある質問

異動等により共済組合支部が変わったとき、再度マイナンバーカードの健康保険証利用登録は必要ですか？

必要ありません。
ただし、従来どおり共済組合支部への異動等の手続は必要です。

自分の組合員証等情報が正しく登録されているかを確認する方法を教えてください。

マイナポータルにログインし、トップページから「健康保険証」を選択していただくと、登録されている組合員証等情報をご確認いただけます。

診療/薬剤・特定健診情報、限度額適用認定証等情報などの情報提供に同意するとどうなりますか？

情報提供に同意すると、様々なメリットがあります。
・データに基づいたより良い医療を受けることができます。
・手続きなしで医療費が高額となる場合の自己負担限度額を超える支払が免除されます。



マイナ保険証の登録方法や利用方法は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

